

平成29年度	平成30年度	摘要
<p>2. 土木工事施工管理基準</p> <p>施工管理基準</p> <p>7. その他 (2) 情報化施工 10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号)及び「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定によるものとする。</p> <p>(3) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理要領を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>2. 土木工事施工管理基準</p> <p>施工管理基準</p> <p>7. その他 (2) 情報化施工 10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号)及び「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編) <u>(案)</u>」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編) <u>(案)</u>」の規定によるものとする。</p> <p>(3) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「<u>地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編) (案)</u>」、「<u>空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編) (案)</u>」、「<u>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編) (案)</u>」、「<u>TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編) (案)</u>」、「<u>TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編) (案)</u>」、「<u>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編) (案)</u>」または「<u>RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編) (案)</u>」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理要領を行う場合は、管理基準のほか、「<u>地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)</u>」、「<u>TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)</u>」、「<u>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)</u>」または「<u>TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)</u>」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	

平成29年度	平成30年度	摘要
<p>写真管理基準</p> <p>2. 撮影</p> <p>2-3 情報化施工</p> <p>「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	<p>写真管理基準</p> <p>2. 撮影</p> <p>2-3 情報化施工</p> <p>「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	

平成29年度	平成30年度	摘要
<p>3. 北海道開発局独自</p>	<p>3. 北海道開発局独自</p> <p>1-1-2-10 工事円滑化会議の実施について 工事円滑化会議とは、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、工事着手前および新工種の追加等において、受発注者が現場条件、施工計画、工事工程（クリティカルパス含む）等について確認を行うために開催するものである。</p> <p>1. 会議出席者は、以下を基本とする。 受注者：現場代理人、主任（監理）技術者、受注会社代表等 発注者：総括監督員、主任監督員、監督員、必要に応じて副所長、本部担当課 なお、設計コンサルタントの出席も可能とし、設計コンサルタントが出席する場合は、技術調整会議に相当する。</p> <p>2. 実施時期は、工事着手前および新工種発生時等とする。なお、初回は現地調査終了後など工事内容を踏まえて適宜判断すること。 会議の主催は主任監督員とし、受注者の求めにより開催することや必要に応じ複数回開催も可能とする。また、関係工事をまとめて、複数工事での開催も可能とする。</p> <p>3. 会議の主催は、発注者側となるため、指示書（様式第9号）等については発注者側で行うこと。</p> <p>実施にあたっては、「工事円滑化会議チェックリスト（案）」を活用し、会議のためだけに資料を作成することは極力避けること。チェックリストの打合せ（確認）事項については、原則全項目とするが、状況に応じて項目を加除するなど、適宜判断すること。 会議にあたっては、以下の図書類も参照すること。</p> <p>(1) 工事請負契約における設計変更ガイドライン (2) 工事一時中止に係るガイドライン（案） (3) 設計図書の照査ガイドライン (4) 設計変更事例集 (5) 工事関係書類一覧表</p> <p>掲載場所については、下記に示す北海道開発局ホームページを参照すること。 (http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/gijyutu/ud49g700000gacn.html) (http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g70000012w9.html)</p> <p>4. 施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので、本会議等を活用し協議すること。</p> <p>① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合 ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合</p>	

平成29年度	平成30年度	摘要																											
<p>1-1-2-22 総価契約単価合意方式について 2. 総価契約単価合意方式の対象工事については、共通仕様書 第3編 3-1-1-2を適用するものとするが、請負代金内訳書（以下「内訳書」という）の提出を求める場合、第3編 3-1-1-2第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。なお、発注者・受注者間で締結した単価合意書は、公表することができるものとする。受注者は、契約書第3条に基づく内訳書を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。 【なお、単価包括合意方式を選択した受注者も、内訳書を発注者に提出した場合には、当該工事の工事費構成書の提示を求めることが出来るものとする。】 [注]：【】内は、内訳書の提出を求めない場合に適用する。</p>	<p>工事円滑化会議チェックリスト(案)</p> <table border="1" data-bbox="1084 341 1926 743"> <thead> <tr> <th>打合せ（確認）事項</th> <th>主体</th> <th>チェック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初設計の考え方、方針、未計上部分についての確認</td> <td>発注者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係機関との協議状況、工事着手時期の制約の有無 ・条件明示内容の補足・確認</td> <td>発注者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事請負契約第18条～第24条、設計変更ガイドラインに基づいた設計変更フロー等、設計変更手続きの確認</td> <td>発注者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当初設計図書の不一致、不整合、誤謬又は脱漏等、当初設計に示された施工条件との不一致、設計図書の照査結果の確認等 【工事請負契約書第18条関係】</td> <td>受注者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施工程とクリティカルパスの確認・共有 ※1 ・クリティカルパスとなる作業着手時期と対外協議状況 ※工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にする。</td> <td>受注者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事成果品の提出媒体（電子、紙）の事前協議 ・提出媒体の明確化（電子、紙）、必要最小限化</td> <td>受発注者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計変更内容についての確認 （工種増、工区増、大幅な工事内容の変更等、重要な案件）</td> <td>受発注者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事一時中止、工期延伸等の確認</td> <td>受発注者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 工事工程表（クリティカルパスを含む）を受注者は現場着手前（準備期間内）に作成し、監督職員と共有すること。</p> <p>1-1-2-23 総価契約単価合意方式について 2. 総価契約単価合意方式の対象工事については、共通仕様書 第3編 3-1-1-2を適用するものとするが、請負代金内訳書（以下「内訳書」という）の提出を求める場合、第3編 3-1-1-2第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。なお、発注者・受注者間で締結した単価合意書は、公表することができるものとする。受注者は、契約書第3条に基づく内訳書を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。 【なお、単価包括合意方式を選択した受注者も、内訳書を発注者に提出した場合には、当該工事の工事費構成書の提示を求めることが出来るものとする。】 —[注]：【】内は、内訳書の提出を求めない場合に適用する。—</p>	打合せ（確認）事項	主体	チェック	当初設計の考え方、方針、未計上部分についての確認	発注者		関係機関との協議状況、工事着手時期の制約の有無 ・条件明示内容の補足・確認	発注者		工事請負契約第18条～第24条、設計変更ガイドラインに基づいた設計変更フロー等、設計変更手続きの確認	発注者		当初設計図書の不一致、不整合、誤謬又は脱漏等、当初設計に示された施工条件との不一致、設計図書の照査結果の確認等 【工事請負契約書第18条関係】	受注者		実施工程とクリティカルパスの確認・共有 ※1 ・クリティカルパスとなる作業着手時期と対外協議状況 ※工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にする。	受注者		工事成果品の提出媒体（電子、紙）の事前協議 ・提出媒体の明確化（電子、紙）、必要最小限化	受発注者		設計変更内容についての確認 （工種増、工区増、大幅な工事内容の変更等、重要な案件）	受発注者		工事一時中止、工期延伸等の確認	受発注者		
打合せ（確認）事項	主体	チェック																											
当初設計の考え方、方針、未計上部分についての確認	発注者																												
関係機関との協議状況、工事着手時期の制約の有無 ・条件明示内容の補足・確認	発注者																												
工事請負契約第18条～第24条、設計変更ガイドラインに基づいた設計変更フロー等、設計変更手続きの確認	発注者																												
当初設計図書の不一致、不整合、誤謬又は脱漏等、当初設計に示された施工条件との不一致、設計図書の照査結果の確認等 【工事請負契約書第18条関係】	受注者																												
実施工程とクリティカルパスの確認・共有 ※1 ・クリティカルパスとなる作業着手時期と対外協議状況 ※工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にする。	受注者																												
工事成果品の提出媒体（電子、紙）の事前協議 ・提出媒体の明確化（電子、紙）、必要最小限化	受発注者																												
設計変更内容についての確認 （工種増、工区増、大幅な工事内容の変更等、重要な案件）	受発注者																												
工事一時中止、工期延伸等の確認	受発注者																												

平成29年度	平成30年度	摘要
	<p>1-1-2-25 デジタル工事写真の黒板情報電子化について</p> <p>デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。</p> <p>デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、契約締結後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象とすることができ、下記の1項から4項まで全てを実施することとする。</p> <p>1. 対象機器の導入</p> <p>受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という）については、北海道開発局制定 港湾・漁港工事仕様書（以下「仕様書」という）写真管理基準「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用すること。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（https://www.cryptrec.go.jp/list.html）に記載している技術を使用すること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、工事での使用機器について提示するものとする。</p> <p>なお、使用機器の事例として、「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」（http://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index.html）を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p> <p>2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入</p> <p>受注者は、1項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、仕様書写真管理基準「2-2撮影方法」による。ただし、工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>3. 黒板情報の電子的記入の取扱い</p> <p>工事写真の取扱いは、仕様書写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、2項に示す黒板情報の電子的記入については、仕様書写真管理基準「2-5写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>※デジタル写真管理情報基準（国土交通省HP）のURL http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/</p> <p>4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品</p> <p>受注者は、2項に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下「黒板情報電子化写真」という）を工事完成時に監督職員へ納品するものとする。</p> <p>なお、納品時に受注者はチェックシステム（信憑性チェックツール）またはチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することができる。</p> <p>※チェックシステム（信憑性チェックツール）のURL http://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index.html</p>	

平成29年度								平成30年度								摘要		
2-2-12-2 区画線 2. 道路区画線の材料規格及び使用量								2-2-12-2 区画線 2. 道路区画線の材料規格及び使用量 道路区画線の材料規格及び1,000m当たり使用量は、下記のとおりとする。										
施工区分	型式	巾	厚さ	ペイント	ビーズ	規格		摘要	施工区分	型式	巾	厚さ	ペイント	ビーズ	規格		摘要	
	常温式	15 cm		48 ㊦	37 kg	JIS K 5665 1種 2号				常温式	15 cm		48 ㊦	37 kg	JIS K 5665 1種 2号			
	加熱式	15 cm		67 ㊦	56 kg	JIS K 5665 2種 2号				加熱式	15 cm		67 ㊦	56 kg	JIS K 5665 2種 2号			
	加熱式	20 cm		88 ㊦	75 kg	JIS K 5665 2種 2号				加熱式	20 cm		88 ㊦	75 kg	JIS K 5665 2種 2号			
	加熱式	25 cm		111 ㊦	93 kg	JIS K 5665 2種 2号				加熱式	25 cm		111 ㊦	93 kg	JIS K 5665 2種 2号			
	溶融式	15 cm	1.0 mm	315 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号				溶融式	15 cm	1.0 mm	315 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号			
	溶融式	15 cm	1.2 mm	378 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号				溶融式	15 cm	1.2 mm	378 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号			
	溶融式	20 cm	1.0 mm	420 kg	27 kg	JIS K 5665 3種 1号				溶融式	20 cm	1.0 mm	420 kg	27 kg	JIS K 5665 3種 1号			
	溶融式	20 cm	1.2 mm	504 kg	27 kg	JIS K 5665 3種 1号				溶融式	20 cm	1.2 mm	504 kg	27 kg	JIS K 5665 3種 1号			
中央帯ハッチ	常温式	15 cm		48 ㊦	37 kg	JIS K 5665 1種 2号			中央帯ハッチ	常温式	15 cm		48 ㊦	37 kg	JIS K 5665 1種 2号			
横断線	溶融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号		横断歩道を除く	横断線	溶融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号		横断歩道を除く	
路面表示	溶融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号			路面表示	溶融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号			
横断歩道	溶融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	専用散布材 30 kg	JIS K 5665 3種 1号			横断歩道	溶融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	専用散布材 30 kg	JIS K 5665 3種 1号			
道路区画線の材料規格及び1,000m当たり使用量は、下記のとおりとする。																		
3-2-6-5 舗装準備工 4. 舗装切断 (3) 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。 (4) 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。 (5) なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。								3-2-6-5 舗装準備工 4. 舗装切断 (3) 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。 (4) 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。 (4) なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。										

平成29年度	平成30年度	摘要																									
<p>3-2-14-2 植生工 19. 播種後、種子の流失を防止するとともに地中の水分を保持するため、すみやかに表面に乳剤などを散布して保護しなければならない</p>	<p>3-2-14-2 植生工 19. 播種後、種子の流失を防止するとともに地中の水分を保持するため、すみやかに表面に乳剤などを散布して保護しなければならない。</p> <p>20. <u>客土吹付工および植生基材吹付工（土砂系）に用いる客土の品質基準は下記のとおりとし、搬入前に土壌検査結果を監督職員に提出し承諾を得なければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="1171 422 1798 842"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土性</td> <td>砂壤土、壤土</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">粒度分布</td> <td>粘土含量 0~15%</td> </tr> <tr> <td>砂含量 40~85%</td> </tr> <tr> <td>シルト含量 0~45%</td> </tr> <tr> <td>礫（径 2~20mm） 50%以下</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>ある程度団粒構造が認められるもの</td> </tr> <tr> <td>透水係数</td> <td>10⁻⁶m/s 以上</td> </tr> <tr> <td>有効水分</td> <td>80 リットル/m³ 以上</td> </tr> <tr> <td>土壌酸度（pH：H₂O）</td> <td>pH5.5~7.0 程度</td> </tr> <tr> <td>腐植含量</td> <td>30g/kg 以上</td> </tr> <tr> <td>塩基置換容量</td> <td>6cmol（+）/kg 以上</td> </tr> <tr> <td>リン酸吸収係数</td> <td>15,000mg/kg 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>雑草・石礫のほか植物の生育に有害な物質を含んでいないこと</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	土性	砂壤土、壤土	粒度分布	粘土含量 0~15%	砂含量 40~85%	シルト含量 0~45%	礫（径 2~20mm） 50%以下	構造	ある程度団粒構造が認められるもの	透水係数	10 ⁻⁶ m/s 以上	有効水分	80 リットル/m ³ 以上	土壌酸度（pH：H ₂ O）	pH5.5~7.0 程度	腐植含量	30g/kg 以上	塩基置換容量	6cmol（+）/kg 以上	リン酸吸収係数	15,000mg/kg 以下	その他	雑草・石礫のほか植物の生育に有害な物質を含んでいないこと	
項目	基準																										
土性	砂壤土、壤土																										
粒度分布	粘土含量 0~15%																										
	砂含量 40~85%																										
	シルト含量 0~45%																										
	礫（径 2~20mm） 50%以下																										
構造	ある程度団粒構造が認められるもの																										
透水係数	10 ⁻⁶ m/s 以上																										
有効水分	80 リットル/m ³ 以上																										
土壌酸度（pH：H ₂ O）	pH5.5~7.0 程度																										
腐植含量	30g/kg 以上																										
塩基置換容量	6cmol（+）/kg 以上																										
リン酸吸収係数	15,000mg/kg 以下																										
その他	雑草・石礫のほか植物の生育に有害な物質を含んでいないこと																										

平成29年度	平成30年度	摘要																											
<p>6-3 保存方法 発注者は、品質記録資料の保存は永久とし、原本及び電子データを工事完成図書として永久保存する。ただし、更新した場合は新規のものを永久保存し、旧のものは破棄する。また、部分更新の場合は更新部分を追加保存する。</p>	<p>6-3 記入方法 生コンクリートとコンクリート二次製品の原材料について品質特性を記録する。 なお、品質記録のための様式については、下表のとおりとし、様式の電子データについては、国土技術政策総合研究所のHPから入手するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1131 406 1870 917"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th colspan="2">種類</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td colspan="2">総括表(1)</td> <td>様式-100 生コン用 様式-100 二次製品用</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td colspan="2">総括表(2)</td> <td>様式-101</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>生コンクリート品質記録表</td> <td rowspan="2">(1) 配合</td> <td>JIS A 5308 〔レディミキストコンクリート配合計画書〕</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>コンクリート二次製品の品質記録表</td> <td>JIS A 5308 〔レディミキストコンクリート配合計画書〕</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td rowspan="3">生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表</td> <td rowspan="3">(2) 材料特性</td> <td>1) セメント JIS R 5210/JIS R 5211 〔セメント試験成績表〕</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2) 骨材 様式-105</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>3) 混和材料 JIS A 6204 〔コンクリート用化学混和剤(JIS A 6204)試験結果報告書〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>6-4 保存方法 発注者は、品質記録資料の保存は永久とし、原本及び電子データを工事完成図書として30年保存する。ただし、更新した場合は新規のものを永久保存し、旧のものは破棄する。また、部分更新の場合は更新部分を追加保存する。</p>	No.	種類		様式	1	総括表(1)		様式-100 生コン用 様式-100 二次製品用	2	総括表(2)		様式-101	3	生コンクリート品質記録表	(1) 配合	JIS A 5308 〔レディミキストコンクリート配合計画書〕	4	コンクリート二次製品の品質記録表	JIS A 5308 〔レディミキストコンクリート配合計画書〕	5	生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表	(2) 材料特性	1) セメント JIS R 5210/JIS R 5211 〔セメント試験成績表〕	6	2) 骨材 様式-105	7	3) 混和材料 JIS A 6204 〔コンクリート用化学混和剤(JIS A 6204)試験結果報告書〕	
No.	種類		様式																										
1	総括表(1)		様式-100 生コン用 様式-100 二次製品用																										
2	総括表(2)		様式-101																										
3	生コンクリート品質記録表	(1) 配合	JIS A 5308 〔レディミキストコンクリート配合計画書〕																										
4	コンクリート二次製品の品質記録表		JIS A 5308 〔レディミキストコンクリート配合計画書〕																										
5	生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表	(2) 材料特性	1) セメント JIS R 5210/JIS R 5211 〔セメント試験成績表〕																										
6			2) 骨材 様式-105																										
7			3) 混和材料 JIS A 6204 〔コンクリート用化学混和剤(JIS A 6204)試験結果報告書〕																										